

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

**香川県人事委員会規則第9号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）				別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）			
職務の級	部局	職務		職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務			基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略				略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長  漆芸研究所長補佐 略 農業試験場課長  農業大学校課長 略	5級	知事の事務部局	課長補佐	略 ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長 漆芸研究所長 漆芸研究所長補佐 略 農業試験場課長 <u>西讃農業改良普及センター次長</u> 農業大学校課長 略
			略				略
	略	略	略	略			
6級	知事の事務部局	副課長	略 農業改良普及センター次長  略 畜産試験場次長 家畜保健衛生所次長	6級	知事の事務部局	副課長	略 農業改良普及センター次長（ <u>西讃農業改良普及センター次長を除く。</u> ） 略 畜産試験場次長

			土地改良事務所次長
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	略 東山魁夷せとうち美術館長 <u>漆芸研究所長</u> 文書館長
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	略 参事（甲）  東京事務所副所長 小豆総合事務所長 <u>ミュージアム館長</u> 県税事務所長
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 局長 略 東京事務所長
	略		略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
7級	略	
	管理官	略 <u>地域・交通官</u>

			土地改良事務所次長
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	略 東山魁夷せとうち美術館長  文書館長
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	略 参事（甲） <u>出納局長</u> 東京事務所副所長 小豆総合事務所長  県税事務所長
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 局長（ <u>出納局長を除く。</u> ） 略 東京事務所長 <u>ミュージアム館長</u>
	略		略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
7級	略	
	管理官	略 <u>地域官</u>

	略	
略		

注 略

別表第3 研究職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
3級	試験研究機関の主席研究員	略 農業試験場課長 農業試験場府中果樹研究所課長 東部家畜保健衛生所病性鑑定室長
	略	略
略		

別表第5 医療職給料表(二)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
6級	主幹	略 さぬき動物愛護センター次長 家畜保健衛生所支所長
	略	略
略		

別表第6 医療職給料表(三)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程

		交通官
	略	
略		

注 略

別表第3 研究職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
3級	試験研究機関の主席研究員	略 農業試験場課長 東部家畜保健衛生所病性鑑定室長
	略	略
略		

別表第5 医療職給料表(二)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
6級	主幹	略 さぬき動物愛護センター次長 家畜保健衛生所次長 家畜保健衛生所支所長
	略	略
略		

別表第6 医療職給料表(三)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程

		度の職務
略		
5 級	小豆総合事務所の課長又は保健福祉事務所の課長	略 精神保健福祉センター次長 室長補佐 専門職
	略	
略		

別表第7 大学教育職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4 級	学長又は教授	略 学科長  専攻長

		度の職務
略		
5 級	小豆総合事務所の課長又は保健福祉事務所の課長	略 精神保健福祉センター次長  専門職
	略	
略		

別表第7 大学教育職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4 級	学長又は教授	略 学科長 <u>専攻科長</u> 専攻長

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。